

2025（令和7）年度

履修証明プログラム受講生募集要項

ド イ ツ 語

フ ラ ン ス 語

中 国 語

ロ シ ア 語

韓国・朝鮮語



北 海 学 園 大 学

履修証明プログラムとは

平成 19 年の学校教育法の改正により、大学等における「履修証明制度」が創設されました。これは、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を受講することにより、キャリアアップ、専門性の向上、再就職、資格試験の勉強などに活用できる制度です。学位取得に比べより短期間で修得することができるという利点があります。

本学では、夜間に 5 言語 5 コースの履修証明プログラムを開講しており、各コースを受講し、修了要件を満たした場合には、「履修証明書」を発行します。

なお、履修証明プログラム受講生は科目等履修生として受け入れます。

科目等履修生制度

科目等履修生制度とは、出願資格を有する本学の学生以外で、単位の取得を目的として本学に科目等履修生として出願し、入学の許可を得て必要な授業科目を履修する制度です。科目等履修生の履修区分は次のとおりです。今回、履修証明プログラムを受講する方は、本学の「科目等履修生規程」が適用されます。

履修区分	履 修 登 録 内 容 等
科 目 履修制	1) 一般教育科目や専門教育科目等の特定の授業科目の単位取得を目的として科目履修する場合。 2) 本学の卒業生のうち、在学中に図書館学、社会教育主事、学芸員、日本語教員養成、認定心理士の各課程等を受講し、卒業時に所要資格を得ることができなかった者が不足分の授業科目の単位取得を目的として科目履修する場合。 3) 教員免許状の取得を目的として新規又は不足分の授業科目を履修する場合や、既に教員免許を持っている者で他教科又は他学校種の免許状等の取得を目的として必要な授業科目を履修する場合。
課 程 履修制	・ 図書館学課程 新たに図書館学課程の司書の資格や、司書教諭の所要資格を得るための単位取得を目的として課程履修をする場合。 ・ 社会教育主事課程（募集せず） ・ 学芸員課程（募集せず） ・ 日本語教員養成課程
履修証明 プログラム	・ ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語入門プログラム 出願資格のある本学の学生以外で、科目等履修生としてコース登録をする場合。

1 2025 年度 履修証明プログラム

ドイツ語コース

名称	ドイツ語入門プログラム
目的	初めてドイツ語を学ぶ人が、ドイツ語の初等レベルの知識と能力を体系的に身につけることを目指します。すなわち、言語の文化的背景について広く学ぶとともに、基礎的な文法事項の学習とやさしい日常会話の運用を並行して行い、科目間の連動を図ります。レベル的には、ドイツ語検定試験 5 ～ 4 級の受験が可能な学力の養成を目指します。
編成科目	「ドイツ語基礎Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「ドイツ語基礎Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「ドイツ語会話Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「ドイツ語会話Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「ドイツ語文化Ⅰ」（後期開講）（全 15 回）
総時間	112.5 時間
履修資格	科目等履修生規程 第 2 条他による
定員	10 名
内容	「基礎Ⅰ」「基礎Ⅱ」において主に文法や基本的な表現の基礎を学びます。 さらに、「会話Ⅰ」「会話Ⅱ」で会話の実践的訓練を集中的に行い、「文化Ⅰ」において言語の背景にある文化に対する理解を深めます。 以上の学習をととして、ドイツ語およびドイツ文化に対する入門程度の知識と運用能力の養成を図ります。
講義の方法	基本的に講義形式（一部、実技を含むことがあります。）
修了要件	(1) プログラムを構成する 1 つの言語の 5 科目中 4 科目以上で試験等において合格 ・ドイツ語基礎Ⅰ（90 分×15 回） ・ドイツ語基礎Ⅱ（90 分×15 回） ・ドイツ語会話Ⅰ（90 分×15 回） ・ドイツ語会話Ⅱ（90 分×15 回） ・ドイツ語文化Ⅰ（90 分×15 回） (2) 上記科目の受講時間については「66 時間以上」を修了要件とする。

フランス語コース

名称	フランス語入門プログラム
目的	初めてフランス語を学ぶ人が、フランス語の初等レベルの知識と能力を体系的に身につけることを目指します。すなわち、言語の文化的背景について広く学ぶとともに、基礎的な文法事項の学習とやさしい日常会話の運用を並行して行い、科目間の連動を図ります。レベル的には、フランス語検定試験 5 ～ 4 級の受験が可能な学力の養成を目指します。
編成科目	「フランス語基礎Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「フランス語基礎Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「フランス語会話Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「フランス語会話Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「フランス語文化Ⅰ」（後期開講）（全 15 回）
総時間	112.5 時間
履修資格	科目等履修生規程 第 2 条他による
定員	10 名
内容	「基礎Ⅰ」「基礎Ⅱ」において主に文法や基本的な表現の基礎を学びます。 さらに、「会話Ⅰ」「会話Ⅱ」で会話の実践的訓練を集中的に行い、「文化Ⅰ」において言語の背景にある文化に対する理解を深めます。 以上の学習をととして、フランス語およびフランス文化に対する入門程度の知識と運用能力の養成を図ります。
講義の方法	基本的に講義形式（一部、実技を含むことがあります。）
修了要件	(1) プログラムを構成する 1 つの言語の 5 科目中 4 科目以上で試験等において合格 ・フランス語基礎Ⅰ（90 分×15 回） ・フランス語基礎Ⅱ（90 分×15 回） ・フランス語会話Ⅰ（90 分×15 回） ・フランス語会話Ⅱ（90 分×15 回） ・フランス語文化Ⅰ（90 分×15 回） (2) 上記科目の受講時間については「66 時間以上」を修了要件とする。

中国語コース

名称	中国語入門プログラム
目的	初めて中国語を学ぶ人が、中国語の初等レベルの知識と能力を体系的に身につけることを目指します。すなわち、言語の文化的背景について広く学ぶとともに、基礎的な文法事項の学習とやさしい日常会話の運用を並行して行い、科目間の連動を図ります。レベル的には、中国語検定試験準 4 級の受験が可能な学力の養成を目指します。
編成科目	「中国語基礎Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「中国語基礎Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「中国語会話Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「中国語会話Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「中国語文化Ⅰ」（後期開講）（全 15 回）
総時間	112.5 時間
履修資格	科目等履修生規程 第 2 条他による
定員	10 名
内容	「基礎Ⅰ」「基礎Ⅱ」において主に文法や基本的な表現の基礎を学びます。 さらに、「会話Ⅰ」「会話Ⅱ」で会話の実践的訓練を集中的に行い、「文化Ⅰ」において言語の背景にある文化に対する理解を深めます。 以上の学習をととして、中国語および中国文化に対する入門程度の知識と運用能力の養成を図ります。
講義の方法	基本的に講義形式（一部、実技を含むことがあります。）
修了要件	(1) プログラムを構成する 1 つの言語の 5 科目中 4 科目以上で試験等において合格 ・中国語基礎Ⅰ（90 分×15 回） ・中国語基礎Ⅱ（90 分×15 回） ・中国語会話Ⅰ（90 分×15 回） ・中国語会話Ⅱ（90 分×15 回） ・中国語文化Ⅰ（90 分×15 回） (2) 上記科目の受講時間については「66 時間以上」を修了要件とする。

ロシア語コース

名称	ロシア語入門プログラム
目的	初めてロシア語を学ぶ人が、ロシア語の初等レベルの知識と能力を体系的に身につけることを目指します。すなわち、言語の文化的背景について広く学ぶとともに、基礎的な文法事項の学習とやさしい日常会話の運用を並行して行い、科目間の連動を図ります。レベル的には、ロシア語検定試験４級の受験が可能な学力の養成を目指します。
編成科目	「ロシア語基礎Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「ロシア語基礎Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「ロシア語会話Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「ロシア語会話Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「ロシア語文化Ⅰ」（後期開講）（全 15 回）
総時間	112.5 時間
履修資格	科目等履修生規程 第 2 条他による
定員	10 名
内容	「基礎Ⅰ」「基礎Ⅱ」において主に文法や基本的な表現の基礎を学びます。 さらに、「会話Ⅰ」「会話Ⅱ」で会話の実践的訓練を集中的に行い、「文化Ⅰ」において言語の背景にある文化に対する理解を深めます。 以上の学習をととして、ロシア語およびロシア文化に対する入門程度の知識と運用能力の養成を図ります。
講義の方法	基本的に講義形式（一部、実技を含むことがあります。）
修了要件	(1) プログラムを構成する 1 つの言語の 5 科目中 4 科目以上で試験等において合格 ・ロシア語基礎Ⅰ（90 分×15 回） ・ロシア語基礎Ⅱ（90 分×15 回） ・ロシア語会話Ⅰ（90 分×15 回） ・ロシア語会話Ⅱ（90 分×15 回） ・ロシア語文化Ⅰ（90 分×15 回） (2) 上記科目の受講時間については「66 時間以上」を修了要件とする。

韓国・朝鮮語コース

名称	韓国・朝鮮語入門プログラム
目的	初めて韓国・朝鮮語を学ぶ人が、韓国・朝鮮語の初等レベルの知識と能力を体系的に身につけることを目指します。すなわち、言語の文化的背景について広く学ぶとともに、基礎的な文法事項の学習とやさしい日常会話の運用を並行して行い、科目間の連動を図ります。レベル的には、「ハングル」能力検定試験 5 ～ 4 級の受験が可能な学力の養成を目指します。
編成科目	「韓国・朝鮮語基礎Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「韓国・朝鮮語基礎Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「韓国・朝鮮語会話Ⅰ」（前期開講）（全 15 回） 「韓国・朝鮮語会話Ⅱ」（後期開講）（全 15 回） 「韓国・朝鮮語文化Ⅰ」（後期開講）（全 15 回）
総時間	112.5 時間
履修資格	科目等履修生規程 第 2 条他による
定員	10 名
内容	「基礎Ⅰ」「基礎Ⅱ」において主に文法や基本的な表現の基礎を学びます。 さらに、「会話Ⅰ」「会話Ⅱ」で会話の実践的訓練を集中的に行い、「文化Ⅰ」において言語の背景にある文化に対する理解を深めます。 以上の学習をととして、韓国・朝鮮語および韓国・朝鮮文化に対する入門程度の知識と運用能力の養成を図ります。
講義の方法	基本的に講義形式（一部、実技を含むことがあります。）
修了要件	(1) プログラムを構成する 1 つの言語の 5 科目中 4 科目以上で試験等において合格 ・韓国・朝鮮語基礎Ⅰ（90 分×15 回） ・韓国・朝鮮語基礎Ⅱ（90 分×15 回） ・韓国・朝鮮語会話Ⅰ（90 分×15 回） ・韓国・朝鮮語会話Ⅱ（90 分×15 回） ・韓国・朝鮮語文化Ⅰ（90 分×15 回） (2) 上記科目の受講時間については「66 時間以上」を修了要件とする。

留意点（各コース共通）

- ・履修証明プログラムは、同一年度内にいずれか1つのコースのみ受講できる。
- ・履修証明プログラムは、受講コース編成科目の一括履修を原則とし、これ以外の科目の履修は認めない。
- ・履修証明の修了の要件は、当該年度内に満たすものとする。
- ・編成科目は夜間（2部）時間帯での開講となる。
2部1講目（17：50～19：20）、2部2講目（19：30～21：00）

2 出 願 資 格

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 12年の学校教育の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。かつ外国籍の場合は、日本語能力試験（JLPT）N2相当以上の能力を有する者^(※)
(※) 出願する前に教務センターに必ずお問い合わせください。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) その他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者

3 出 願 手 続

出願者は、次の書類を不備、不足のないように一括して提出すること。

- (1) 科目等履修生入学願書（本学所定の用紙※写真1枚貼付）
- (2) 科目等履修生入学出願理由書（本学所定の用紙）
- (3) 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学歴のもの、発行後3ヵ月以内のもの）
- (4) 成績証明書（最終学歴のもの、発行後3ヵ月以内のもの）
ただし、前年度から引き続き志願する者は、(3)卒業証明書(4)成績証明書の提出を免除する。
- (5) 出願資格2(3)で出願する外国籍の者は、日本語能力試験（JLPT）N2以上の合格証書（コピー不可・原本提出。原本は、確認後返却します。）またはこれと同等以上と判断できる日本語学習歴について証明できる成績証明書等。
ただし、前年度から引き続き志願する者は、(3)卒業証明書及び(4)成績証明書(5)日本語能力試験（JLPT）N2以上の合格証書等の提出を免除する。

- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者および合格見込みで出願する者は、合格成績証明書または合格見込成績証明書を提出すること。また、大学入学試験検定に合格している者は、合格成績証明書を提出すること。ただし、前年度から引き続き志願する者は提出を免除する。
- (7) 返信用封筒 1 通（郵便番号・住所・氏名を明記し、切手を貼付）

なお、諸事情により氏名等に変更がある場合には、「戸籍個人事項証明（戸籍抄本）」を提出すること（前年度から引き続き志願する者は、変更がある場合のみ提出）

※出願に際し提出された個人の入学選抜情報は、個人情報保護の観点から、次の目的以外には使用しない。

- (1) 合否判定にかかわること
- (2) 合格通知の発送

4 障害などがある場合の受験について

障害などがあり、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮を必要とする方は、出願に先立ち教務センターまで必ずご相談ください。

5 出願受付期間

受付期間 2025 年 3 月 5 日(水)～2025 年 3 月 12 日(水)16 時 00 分まで

ただし、日曜日は除く。

受付時間 9 時 00 分～12 時 40 分

13 時 40 分～16 時 00 分（土曜日を除く）

17 時 30 分～19 時 30 分（受付締切日を除く）

※郵送出願の場合は書留便とし、受付締切日までに到着するよう郵送すること。

6 願書受付場所

北海学園大学教務センター（7 号館 1 階）

〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4 丁目 1 番 40 号

電 話 （代表）011—841—1161

7 受 講 期 間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

8 定員・所属学部・選考方法

- (1) ドイツ語コース 10 名
フランス語コース 10 名
中国語コース 10 名
ロシア語コース 10 名
韓国・朝鮮語コース 10 名

- (2) コースにより所属学部は次のように決まっており、その学部に志願することになる。
- ・ドイツ語コース、フランス語コース：法学部
 - ・中国語コース、ロシア語コース：人文学部
 - ・韓国・朝鮮語コース：経済学部
- (3) 当該学部において書類審査等により選考する（学部によっては面接を行う場合があり、日時については後日連絡する）。

9 合 格 発 表

2025 年 3 月 22 日(土)

合格者には、文書で通知する（電話による問い合わせには応じない）。

10 入 学 手 続

手続期間 2025 年 3 月 22 日(土)～2025 年 3 月 27 日(木)

ただし、日曜日は除く。

手続場所 各学部事務室（合格通知時に通達する）。

受付時間 9 時 00 分～12 時 40 分

13 時 40 分～16 時 00 分（土曜日を除く）

17 時 30 分～19 時 30 分

手続書類及び納入金

1. 事項届（本学所定の用紙）
2. 卒業見込で選考を受けた者は、卒業証明書及び最終の成績証明書
3. 科目等履修生カード（本学所定の用紙※写真 1 枚貼付）
4. 納入金振込領収書の写し
5. 科目等履修生証用写真貼付台紙（本学所定の用紙※写真 1 枚貼付）
6. 大学への事前連絡

既往症や体質、障害などについて大学に伝えておきたいことや配慮を依頼したいことがありましたら、別紙（形式自由・A4 サイズ）に概略を記載して提出してください。

〔個人情報の取り扱いについて〕

本学では個人情報の取扱いについて、本人から提出された入学手続書類等については個人情報として処理し、厳重に管理する。

具体的には、次の事項に留意して対応する。

1. （利用目的の特定） 個人情報は、教育、修学及び進路指導、事務連絡、各種郵便物の発送等について、教職員が職務上必要な範囲において利用する。
2. （第三者への情報提供・制限） 予め本人の同意を得ずに、個人情報を「利用目的の特定」の範囲外において第三者に提供しない。
3. （本人の同意） 利用目的外で学生の個人情報を扱う場合には、その都度本人の同意を得る。

- 4.（個人情報の開示・訂正・利用停止等措置） 個人情報を開示することにより、本学の業務に著しい支障が生ずる恐れがある場合を除き、本人からの求めに応じて個人情報を開示するとともに、必要に応じて個人情報の訂正、削除等を行う。
- 5.（苦情処理対応） 本人から、自己に関する個人情報の苦情等の申出があった場合、適切かつ迅速に処理する。

11 単 位 認 定

試験に合格した授業科目については、単位を認定し、本人の願い出により証明書を交付することができる。

12 納 入 金

履修証明プログラム受講の納入金は、54,000 円とする。

◎検定料・入学金は、免除する。

◎納入金は、振込用紙により、取りまとめ銀行の「北洋銀行」の本店または各支店から振り込むこと。

◎一旦提出した書類および納入金は、理由の如何にかかわらず一切返還しない。

13 そ の 他

◎合格者が定められた期間内に所定の入学手続をしない場合は、入学を許可しない。

◎本大学は、車両による通学を禁止しているので公共交通機関等で通学のこと。

◎本学の秩序を乱し、履修生としての本分に反した者、あるいは教職員および他の学生等に対して迷惑となる行為に及んだと認定された者は、以降の履修を認めない。

北海学園大学学則抜粋

(科目等履修生)

第40条 本大学の特定の授業科目について、履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 科目等履修生の取扱いは、別に定める規程による。

3 略

4 科目等履修生の履修することのできる授業科目数は、これを制限することができる。

北海学園大学科目等履修生規程

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第40条に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第1条の2 科目等履修生の履修区分は次によるものとする。

(1) 特定の授業科目の単位取得を目的とする履修（科目履修制・教職課程含む）

(2) 特定の課程（図書館学課程・社会教育主事課程・学芸員課程・日本語教員養成課程）の所要資格を得るための単位取得を目的とする履修（課程履修制）

(3) 履修証明取得を目的とする履修（履修証明プログラム制）

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 12年の学校教育の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(8) その他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者

2 教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

3 司書となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者、同法第108条の短期大学を卒業した者、又は同法115条の高等専門学校を卒業した者とする。

4 司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の普通免許状を有する者又はそれを取得する見込みの者とする。

5 社会教育主事となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

6 学芸員となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

7 日本語教員養成課程修了に必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定める書類に、学則別表14(4)に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

(1) 科目等履修生入学願書

- (2) 科目等履修生入学出願理由書
 - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
ただし、前年度に引きつづいて入学を志願する者（同一学部に限る）は、免除する。
 - (4) 科目等履修生カード
- 2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの履修を志願する者は、入学検定料を免除する。
- 第5条** 科目等履修生の選考は、志願をした学部で行い、教授会の議を経て合格者を決定する。
- 第6条** 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、学則別表 14(4)に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学を許可する。
- 2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの選考に合格した者は、入学金を免除する。
- 第7条** 科目等履修生が履修できる期間は、許可をした年度に限るものとする。
- 第8条** 科目等履修生が履修することのできる授業科目については、当該学部又は当該委員会が許可する。
- 第9条** 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、28単位以内とし、当該学部において定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する場合は、30単位以内とし、司書となる資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、28単位以内、司書となる資格並びに司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、38単位以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムを履修する者は、履修するコースで定められた科目のみ履修することができる。
- 第10条** 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験を受けることができる。
- 第11条** 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。
- 2 単位修得の認定は、科目等履修生の合格を決定した学部教授会の議を経て決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本大学学則別表 10 に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会の議を経て、同学則別表 11 に掲げる「司書又は司書教諭に関する科目」の単位修得の認定は、図書館学課程委員会の議を経て、「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会の議を経て、「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会の議を経て、それぞれ決定する。
- 4 合格した授業科目については、本人の願い出により、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付することができる。
- 第12条** 第1条の2第2号に規定する科目等履修生の修了要件は、履修規程に基づく。
- 2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生の修了要件は別に定める。修了の認定は教務委員会規程第5条第1号に定める小委員会の議を経て決定する。
- 第13条** 第1条の2第2号に規定する科目等履修生が、第12条の規定により修了した場合、学長は修了証書又は修了証明書を交付する。
- 2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生が、第12条第2項の規定により修了した場合、学長は履修証明書を交付する。
- 第14条** 科目等履修生が退学しようとするときは、退学願を当該学部長又は当該委員会の委員長に提出し、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 第15条** 科目等履修生が、その本分に反する行為を行ったときは、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消す。
- 第16条** 科目等履修生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則（ただし、第32条及び第33条の規定を除く。）その他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



北海道大学

豊平校舎 (経済・経営・法・人文学部)

〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4 丁目 1 番 40 号 代表 (011) 841-1161

山鼻校舎 (工学部)

〒064-0926 札幌市中央区南 26 条西 11 丁目 1 番 1 号 代表 (011) 841-1161